

主な助成対象外経費一覧

以下の経費については、対象となりませんのでご注意ください。

■ 基本的事項

- 小口現金から支払われた経費
- 人件費
- 設備・機器購入費、不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 汎用性のある経費（ガソリン代、事務用品費、名刺代、パソコン、タブレット端末やスマートフォン等）
- 消費税
- 連携体構成事業者間での取引で発生した経費
- 研究・調査・人材養成に留まる事業に係る経費
- 他の補助金制度等で採択された事業にかかる経費

■ 申請した事業計画と無関係の経費

- 団体等の会費
- 資格取得のための受験料等
- 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- 借入金などの支払利息および遅延損害金
- 各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）
- 振込手数料、各種手数料

■ 助成事業の実施期間との関係

- 事業開始前に発注、申込み、購入、契約等を行った経費
- 事業期間終了後に支払われた経費
- 事業期間終了後にも使用されるサンプル品・試作品等にかかる経費
- 事業期間終了後にも使用される「のぼり」、「POP」（販促広告）等の物品としての作成に係る経費（デザイン費用は助成対象経費となる場合があります。）
- 事業期間終了直前に納品された原材料費・印刷製本費・資料購入費・消耗品費等

■ 物品関係

- 事業完了時に在庫があるもの
- 受払簿がない又は妥当性が不明な複数納品の費用
- モニタリングを伴わないサンプル品等に係る経費

■ 営業行為との関係

- 個別営業経費、価格が表示されている販売促進ツール等に係る経費、その他の販売行為に係る経費

■ 専門家謝金

- 指導期間、指導時間、契約金額が明確になっていないもの

■ 専門家・職員旅費

- 旅費規定がなく交通機関、宿泊施設の利用を証明するものがない経費及び日当
- 旅費のうち、県規定を上回っている金額及び宿泊費に含まれている食事代

■ ホームページ関係

- 会社全体のウェブサイトの立ち上げ費用、通販サイトの立ち上げ費用、ドメイン取得やサーバ使用料等の運営に係る費用等
- 助成事業ではなく、会社全体の広告経費等

■ その他

- 電子マネー付き法人カードの電子マネーへのチャージ料
- インターネット・ショッピングモール等のポイント利用分